

令和8年度福島県昭和村職員（先端的過疎推進枠）採用選考試験 受 験 案 内

昭和村が100年後もあり続けるために、先端的過疎のむらづくりに挑む
仲間を募集します！

◆福島県昭和村とは。

本村は、人口が1,100人に満たない、高齢化率が55%を超える、周囲を山に囲まれた小さな過疎の村です。雪深く、本州で唯一「からむし」の原料産地であり、基幹産業は昨年度売上高7億円を突破した夏秋期の生産量が日本一の「昭和かすみ草」を始めとした農業で、毎年、「からむし体験生」や「かすみ草」栽培の新規就農などで、全国各地から移住されて来られています。

◆昭和村が取り組む先端的過疎のむらづくりとは。

本村は、令和9年に村政100周年を迎えます。高齢化・人口減少が進む中、村をさらに百年存続させるため、先端的な技術を活用したむらづくり（デジタル技術を村の生活の中に浸透させ、防災・福祉・医療・農業・教育など様々な分野において活用することによって、村民の生活を豊かにすることを目指すもの）に取り組んでいます。

これまで、除雪車両の遠隔操作実証や公共インフラWi-Fiの村内全域への整備等に取り組んでおり、今後も新たな仲間と共に村民のさらなる安全・安心のため、先端的な取組に挑戦していくこととしています。

【採用試験日程等】

○受付期間 令和7年10月20日（月）～11月28日（金）

○試験 令和7年12月14日（日）

- ・SPI3試験（思考力／判断力、新しい知識の吸収力、コミュニケーション能力、応用力などの基礎となる能力及び職務適性について計る試験）
- ・論述試験
- ・個別面接試験

※試験会場 昭和村役場（福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652番地）

○合格発表 令和8年1月上旬予定

※受験番号を昭和村役場掲示場及び昭和村公式ホームページに掲載するほか、合格者には通知します。

1 採用人数

3名程度

2 職務内容等

採用後は、当面、昭和村役場内で実施している先端的過疎のむらづくりの取組に係る事務に、従事していただきます。

上記期間経過後は、総務課、産業建設課、保健福祉課、教育委員会等において、様々な行政の事務を経験していただきます。

3 受験資格

昭和41年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 本職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 受験手続き

(1) 採用選考試験申込書及び面接シートの様式を昭和村役場ホームページ (<https://www.vill.showa.fukushima.jp/>) よりダウンロードの上、必要事項を記載し、受験申込期間内に、総務課総務系のメールアドレス (soumu@vill.showa.fukushima.jp) 宛に提出してください。

※申込書等は、昭和村役場では配布・受付しませんので、様式は上記ホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、上記メールアドレスへ提出してください。

※採用選考申込書は、Excel 形式です。申込書には、記載例のシートがありますので、当該記載例を参照の上、必要事項を記載してください。なお、様式は、Excel 形式で総務課総務系のアドレスに提出してください。

※面接シートは、Word 形式です。各項目の制限字数内で、自由に記載してください。なお、様式は、Word 形式で総務課総務系のアドレスに提出してください。

(2) 受験申し込み後、申込書及び面接シート等を審査し※、受験票を郵送しますので、受験票の内容を確認の上、受験当日に最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6cm×横 4.5cm）を貼って持参してください。受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。

※受験申込書の内容に不備があった場合、受験申込書は受理しません。不備があった場合は、受験申込期間内に補正の上、再度提出をお願いします。（不備の箇所は電話もしくはEメール等で連絡します。）

5 合格者の採用

合格者は、採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

※採用予定者は、原則、令和8年4月1日付けで採用しますが、欠員状況等により本人の意向を確認の上、令和7年度中に採用される場合もあります。

6 給与等

初任給は本村の給料表により支給され、この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 試験結果の開示

採用試験で不合格となった方は、本人の総合得点及び順位を昭和村役場総務課総務係において口頭で開示を請求することができます。開示期間は合格発表日から1か月間です。電話、郵便、電子メール等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証、パスポート等）を持参し、受験者本人が来庁してください。

8 その他

(1) 受験の際は、HBの鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) 昼食は用意しませんので、持参するなどしてください。(近隣の飲食店が休みの場合もあります。)

(3) 不明な点は、昭和村役場総務課総務係にお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

○福島県昭和村役場総務課総務係

○住 所：〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652番地

○電 話：0241-57-2111

○E-mail：soumu@vill.showa.fukushima.jp

(採用選考試験申込書等提出宛先)

※選考試験申込書等の様式は、昭和村役場ホームページからダウンロードしてください。

昭和村役場HPアドレス <https://www.vill.showa.fukushima.jp/>